1. 身体障害者手帳の申請について

※本資料は申請手順のみを記載しています。

制度の詳細などは区役所・市役所の担当課等へご確認ください。

※以下の手順は一例です。自治体毎に手順が異なる場合がございますので、 詳細などは区役所・市役所の担当課等へご確認ください。

1.受け取り



区役所・市役所の担当課(福祉課等)で、手帳を申請 するため以下の書類を受け取ります。

- ●交付申請書
- ●身体障害者診断書

2.記入



受け取った書類に、以下の手順で記入します。

- ●交付申請書 →ご自身で記入
- ●身体障害者診断書
 - →区役所・市役所の担当課(福祉課等)で指定 された耳鼻咽喉科を受診し、医師が記入

3.提出



区役所・市役所の担当課(福祉課等)へ、記入を行った上記2種の書類を提出します。

※身体障害者手帳交付の適否については判定があります

4.受け取り



判定の結果、許可が下りれば身体障害者手帳が発行されます。発行されるまでには、1~3ヶ月かかる場合があります。特殊な判定の場合(両耳装用など)は、東京都心身障害者福祉センターの確認を必要とする場合があります。

店舗名 : 成城補聴器フィッティングルーム

住所 : 東京都世田谷区成城 6-15-23

TEL : 03-3484-3236 FAX : 03-3484-3205

お問い合わせ:https://www.seijo-hochoki.co.jp/top/mail-form/

制度に関する情報はこちら



2. 補聴器の申請について

1.受け取り

区役所

区役所・市役所の担当課(福祉課等)で、補聴器を申請 するため以下の書類を受け取ります。

- ●給付申請書
- ●補装具交付意見書【注】障害者手帳・印鑑が必要です

2.記入



受け取った書類に、以下の手順で記入します。

- ●給付申請書 →ご自身で記入
- ●補装具交付意見書
 - →区役所・市役所の担当課(福祉課等)で指定 された耳鼻咽喉科を受診し、医師が記入

3.受け取り



記入された補装具交付意見書を **成城補聴器フィッティングルーム**へご持参ください。 以下の書類を発行します。

●見積書

4.提出



区役所・市役所の担当課(福祉課等)に、上記ステップ2とステップ3で記入した書類を提出します。

5.受け取り



補装具費支給券が発行されます。 発行されるまでには、通常約1か月かかることがあり ます。

6.支給



以下の書類を**成城補聴器フィッティングルーム**に 持参いただくことで、 補聴器支給のための手続きが完了します。

●補装具費支給券 【注】署名・押印が必要です